

- 内 容 【 1.協議事項 】
- 公 開 【 1.可 】
- 公開時期【 1.庁議後 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

太田市印鑑条例の一部を改正する条例についての専決処分について

【 目 的 】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の規定により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）が一部改正されたことに伴い、条例の一部改正が必要となったため、やむを得ず、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、太田市印鑑条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったものです。

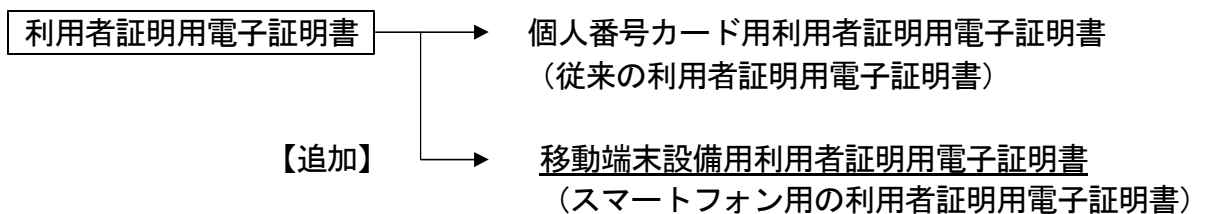
【 概 要 】

1 改正内容

コンビニエンスストア等に設置されている特定端末機（マルチコピー機等）による印鑑登録証明書の交付において、スマートフォン等の移動端末設備による交付を可能にするため、第17条第1項に所要の改正を行ったものです。

（現行）

（改正後）



2 施行期日

令和5年5月11日

3 その他

令和5年5月臨時会に議案を提出します。

【 備 考 】

サービス開始日については、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）によるシステム改修等の対応が必要であり、後日決定されます。

* 問い合わせ先 市民生活部 市民課 マイナンバーカード係 内線2417 47-1861 ダイヤル

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会後 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線2400



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

公用車の運行中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和5年3月14日	220,000円 (220,000円)	10割	○相手方 住所：前橋市大手町一丁目1番1号 氏名：群馬県公安委員会 委員長 高橋伸二 ○概要 令和5年2月1日、太田市細谷町 1525番地1付近の市道において、 職員の運転する公用車が前方 不注意により道路標識に衝突し、 当該道路標識が破損したことによ り、その所有者である相手方に損 害を与えたものです。

2 本件に関し、市と手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償の支払い

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 一般自動車保険にて対応しました。

4 その他

地方自治法第180条第2項の規定により、令和5年5月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 交通対策課 公共バス運行管理係 55-4666 タイリン

- 内 容 【 1.協議事項 】
- 公 開 【 1.可 】
- 公開時期【 3.その他（臨時会終了後）】

福祉こども部長 氏名 富岡 和正 内線2500



【 表 題 】

太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分について

【 目 的 】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和4年12月28日に公布され、令和5年4月1日付で施行されることに伴い、同条例の一部改正が必要になったため、関係条文について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものです。

【 概 要 】

1. 主な改正内容

(1) 第7条の2（安全計画の策定等）追加

放課後児童健全育成事業所における設備の安全に関する事項について、安全計画を策定し、研修及び訓練を定期的を実施するための整備を行うもの。

(2) 第7条の3（自動車を運行する場合の所在の確認）追加

放課後児童健全育成事業者が利用者の移動のため自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に点呼等利用者の所在を確認するための整備を行うもの。

(3) 第13条の2（業務継続計画の策定）追加

放課後児童健全育成事業者は感染証や非常災害の発生時において、支援の提供を継続的に実施するため、また早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定し、研修及び訓練を定期的を実施するための整備を行うもの。

2. 施行期日 令和5年4月1日

3. その他 5月臨時会に議案を提出します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 福祉こども部 児童施設課 放課後児童支援係 内線2592

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 2800



【 表 題 】

太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分について

【 目 的 】

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）が令和4年5月27日に公布され、一部の規定（改正法附則第4条 政令への委任）を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（令和4年政令第392号による令和5年5月26日）から施行されることに伴い、改正法の題名が「宅地造成等規制法」から「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改称されるため、法律名を引用している「太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」の一部を改正する必要性が生じたことから地方自治法（昭和22年法律第67号）第180号第1項の規定により令和5年4月13日に専決処分したものを報告するものです。

【 概 要 】

1. 改正内容

宅地造成等規制法の改正に伴う条例中の引用法令名の改正

- ・第14条第1項第4号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改めます。

2. 施行期日

令和5年5月26日から施行します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 建築指導課 開発指導係 内線2746 47-1837ﾀﾞｲﾙｲﾝ

【備考】

問い合わせ先 企画部 人事課 人事係 内線2232 47-1810ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線 (TEL) 2400

【 表 題 】

令和4年度相談業務等の実績報告について

【 目 的 】

市民そうだん課における令和4年度の相談及び陳情業務について、その結果を報告するものです。

【 概 要 】

1 相談業務等件数 (単位：件)

名 称	件 数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
無 料 法 律 相 談	603	517	634
市 民 相 談	513	911	1,081
手紙・FAX・電子メール	763	763	610
陳 情	56	59	53
合 計	1,935	2,250	2,378

2 相談方法

新型コロナウイルス感染症対策として法律相談については、電話相談のみで対応していましたが、警戒度の引下げ及び市民からの要望もあり、対面方式を半分まで戻しました。

3 相談内容

法律相談など来庁しての相談は増加し、一方電子メール等は減少しました。合計件数は前年度に比べて169件の増加となりました。

- ①無料法律相談については相続、離婚の件数が過去3年間上位2項目となっています。
- ②市民相談については、家庭、金銭、近隣の件数が過去3年間上位となっており、また、環境への苦情・要望が増加しています。
- ③手紙・FAX・電子メールについては、健康（新型コロナウイルス関連等）、文化・スポーツ振興が大幅に減少し、市有施設管理、環境が増加しています。
- ④陳情については、道路・都市整備、市有施設管理の件数が依然として多く、農業、商業が増加しています。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 市民そうだん課 市民そうだん係
 内線2443 47-1897ダイヤル

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線2400



【 表 題 】 令和5年度予算のあらまし地区懇談会の概要について

【 目 的 】 令和5年度予算の概要について市民に説明し理解を得るとともに、市民参画と協働によるまちづくりを進めるため、市長と市民との自由対話の機会を設けた地区懇談会を14会場において開催しましたので、その概要をまとめ、報告するものです。

【 概 要 】 総務部長より新年度予算についての概要説明、市長から市政運営に対する考え方を述べた後、参加された市民との質疑応答を行ったものです。

- ・ 開催日程：3月16日（木）から3月30日（木）まで12日間
- ・ 参加者数：1,468人 14会場
- ・ 質疑応答件数：68件

■会場別参加人数

会 場	参加人数	発言者数 (人)	質疑応答件数 (件)
太田行政センター	117	3	5
九合行政センター	133	5	5
沢野行政センター	98	5	5
菰川行政センター	125	3	4
鳥之郷行政センター	91	3	4
強戸行政センター	95	6	9
休泊行政センター	75	3	3
宝泉行政センター	51	0	0
毛里田行政センター	107	3	3
尾島生涯学習センター	143	1	1
木崎行政センター	138	4	5
生品行政センター	102	4	4
綿打行政センター	137	4	6
藪塚本町中央公民館	56	5	14
合 計	1,468	49	68

■分野別質問事項

分 野	件数
ゴミ・生活環境	11
職員・人事・行政	1
教育・文化	16
交通・防災防犯	8
建築・土木	9
予算・税・財政	1
土地・区画整理	4
産業	7
福祉・医療	1
議会	0
市有施設	9
合併	1
合 計	68

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 地域総務課 地域コミュニティ係 内線3611, 3612

47-1923 ダイヤルイン

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

文化スポーツ部長 氏名 松本 和明 内線3600



【 表 題 】

太田市総合体育館竣工記念式典及びイベントの開催について

【 目 的 】

(仮称)市民体育館建設事業の実施により、太田市運動公園内に太田市総合体育館が本年4月に竣工したことから、新しい施設の完成を祝い、広く市民に周知することを目的に記念式典及びイベントを開催するものです。

【 概 要 】

- 1 日 時 令和5年6月11日(日) 午後1時30分から
- 2 会 場 太田市総合体育館 (OPEN HOUSE ARENA OTA)
- 3 主 催 太田市・一般財団法人太田市文化スポーツ振興財団
- 4 内 容 <式 典> (担当課:スポーツ施設管理課)
 - ・市立太田高等学校吹奏楽部
 - ・東京農業大学第二高等学校吹奏楽部
 - ・主催者挨拶
 - ・来賓祝辞
 - ・来賓紹介
 - ・感謝状贈呈
 - ・オープニング宣言
- <イベント> (担当課:スポーツ振興課)
 - ・OTA DANCEファンタジー 光とダンスのパフォーマンス

《式典出席予定者》

市長、副市長、教育長、市議会議員、県知事、県議会議員、国会議員、太田市スポーツ協会、太田市教育委員、文化スポーツ振興財団理事・評議員、請負業者、寄付者、太田市商工会議所 等 (観覧席には一般市民を募集)

《OTA DANCEファンタジー》

新アリーナの大型映像ビジョンやプロジェクションマッピングを活用し、総勢300人のダンサーによる映像、音楽と一体となったダンスパフォーマンス

【 備 考 】

問い合わせ先	文化スポーツ部	スポーツ施設管理課	東地区スポーツ施設係
		スポーツ振興課	スポーツ係
			45-8118 タイヤイン

- 内 容 【 2.連絡事項 】
- 公 開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 富岡 和正 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

第4次太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画の策定について

【 目 的 】

太田市地域福祉計画は、本市の地域福祉の方向性・将来像を示した計画です。

太田市地域福祉活動計画は、太田市社会福祉協議会が策定した、地域の社会福祉を推進するための具体的な活動計画です。

両計画とも令和4年度をもって第3次の計画期間が終了したため、市民アンケートや策定委員会委員等の意見を反映し第4次計画を策定したものです。

【 概 要 】

○計画期間 令和5年度から令和9年度

○計画の基本理念・基本目標

【地域福祉計画】

基本理念：「ささえ愛 みんなで育む 福祉のまちづくり おおた」

～ともに支え合い、自立を実現する福祉を目指して～

基本目標：①福祉サービスの適切な利用の促進

②支え合う地域共生社会づくり

③一人ひとりが安全・安心に暮らせるまちづくり

【地域福祉活動計画】

基本理念：「誰もが主役 みんなで 福祉のまちづくりを 推進しよう」

基本目標：①課題を共有し、みんなで解決しよう

②みんなに情報発信し、地域育成につなげよう

③みんながつながり支え合うまちづくりを推進しよう

○発行部数 300部

【 備 考 】

* 問い合わせ先 福祉子ども部 社会支援課 管理係 内線 2521

- 内 容 【 2.連絡事項 】
- 公 開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 富岡 和正 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

令和4年度「社会福祉法人に対する一般監査」及び「介護サービス事業者に対する運営指導の実施結果の概要について

【 目 的 】

社会福祉法人に対する一般監査（根拠：社会福祉法第56条第1項）及び介護サービス事業者に対する運営指導（根拠：介護保険法第23条）について、令和4年度における実施結果の概要を報告するものです。

【 概 要 】

1か所当たり原則3年に1回の頻度で、事業所等に赴いて実施。（社会福祉法人に対する一般監査は、令和2、3年度に実施を見送った法人を含め実施し、指定地域密着型（介護予防）サービス事業者の運営指導は、令和2、3年度に実施を見送った事業所について行った。）指摘区分は次の2段階。

- ・ 文書指摘：法令又は通知等の違反で、改善報告を要するもの
- ・ 口頭指摘：法令又は通知等の軽微な違反、又は上記の文書指摘に該当しない違反

1 社会福祉法人に対する一般監査の結果（実施数・指摘数）

小数点第二位以下四捨五入

年度	対象数 *年度末現在	実施数	文書指摘数 (法人あたり平均)	口頭指摘数 (法人あたり平均)	合計 (法人あたり平均)
令和4年度	51法人	25法人	60件 (2.4件)	138件 (5.5件)	198件 (7.9件)
〈参考〉 令和3年度	51法人	13法人	26件 (2.0件)	76件 (5.8件)	102件 (7.8件)

2 介護サービス事業者に対する実地指導の結果（実施数・指摘数）

(1) 指定地域密着型（介護予防）サービス事業者

小数点第二位以下四捨五入

年度	対象数 *年度末現在	実施数	文書指摘数 (事業者あたり平均)	口頭指摘数 (事業者あたり平均)	合計 (事業者あたり平均)
令和4年度	88事業者	28事業者	24件 (0.9件)	65件 (2.3件)	89件 (3.2件)
〈参考〉 令和3年度	88事業者	0事業者	—	—	—

(2) 指定居宅介護支援事業者

小数点第二位以下四捨五入

年度	対象数 *年度末現在	実施数	文書指摘数 (事業者あたり平均)	口頭指摘数 (事業者あたり平均)	合計 (事業者あたり平均)
令和4年度	64事業者	23事業者	29件 (1.3件)	22件 (1.0件)	51件 (2.2件)
〈参考〉 令和3年度	65事業者	21事業者	4件 (0.2件)	21件 (1.0件)	25件 (1.2件)

【 備 考 】 問い合わせ先 福祉子ども部 社会福祉法人監査室 監査指導係
内線2531 47-3363 (ダイヤル)

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

令和4年度太田市空家等除却補助事業及び太田市住宅リフォーム支援事業の完了報告について

【 目 的 】

空き家所有者の自発的な除却及び土地の利活用を促進し、地域の活性化を図る事を目的とする「空家等除却補助事業」及び市民の居住環境の向上と市内の経済活性化を図る事を目的とする「住宅リフォーム支援事業」の令和4年度事業が完了したので報告するものです。

【 概 要 】

1. 空家等除却補助事業

補 助 件 数	100件
補助交付金額	47,782,000円

2. 住宅リフォーム支援事業

補 助 件 数	566件
補助交付金額	96,894,000円

【 備 考 】

- * 問い合わせ先
都市政策部 まちづくり推進課 空家対策係 内線2823 47-1843 タイヤン

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 1. 庁議後 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 (TEL) 2200



【 表 題 】

パワーハラスメントに関するアンケート調査の結果について

【 目 的 】

各職場におけるパワーハラスメントの実態を把握するため、全職員を対象に調査を実施し、働きやすい職場づくりの検討材料とする。

【 概 要 】

1. 対象者 全ての市職員（消防職・再任用職員・会計年度任用職員を含む）
2. 調査方法 ぐんま電子申請受付システムによる無記名型式（令和5年2月20日～3月3日）
パワーハラスメントに関する項目（13項目）に回答、意見の記載をお願いしました。
3. 回答数、回答率
1,000人 44.37%（対象者2,254人）

4. 結果の概要

アンケート回答者のうち、この1年間に

・パワハラを受けたことがある	110人(172人)	11.0%(15.1%)
・パワハラを受けたことがない	890人(969人)	89.0%(84.9%)
・パワハラを見たり、相談を受けたことがある	208人(283人)	20.8%(24.8%)
・パワハラを見たり、相談を受けたことがない	792人(858人)	79.2%(75.2%)

* ()は、令和3年度

その他の設問に対する回答は、添付したアンケート調査結果報告書をご覧ください。

5. 今後の取り組み

- ・全職員に向けたパワーハラスメント研修の継続的な開催
- ・コンプライアンス情報の発信強化

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部コンプライアンス推進室 内線2201 47-1811ダイヤル